

令和4年度 第2回 南あわじ市入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和5年1月17日（火）午後1時から午後4時まで	
開催場所	南あわじ市役所 本館3階 304・305会議室	
出席委員（職業）	委員長 滝 明良（元公正取引委員会 九州事務所長） 委員 潮崎 征功（公認会計士） 委員 富本 和路（弁護士）	
事務局出席者	木田総務企画部長 富山財務課長 安富係長（財務課） 榎本主査（財務課）	
関係課出席者	〔建築技術室〕井上課長、角所係長 〔教育総務課〕森崎係長 〔子育てゆめるん課〕山本係長 〔環境課〕堀課長、清水係長 〔建設課〕土井課長、印部主任	
議事概要	<p>1. 開会</p> <p align="center">委員長あいさつ</p> <p>2. 抽出期間における入札概要について</p> <p align="center">審議対象期間における入札及び契約状況の報告</p> <p>3. 議事案件</p> <p align="center">抽出事案に係る入札及び契約手続き等の審議</p> <p align="center">※詳細については、別紙 会議録のとおり</p> <p>4. その他</p> <p align="center">特になし</p> <p>5. 閉会</p>	
審議対象期間	令和4年4月1日から令和4年9月30日まで	
制限付一般競争入札	4件	対象件数 7件
公募型一般競争入札	1件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
委員会からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回答等
	別紙 会議録のとおり	別紙 会議録のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	無し	

令和4年度 第2回入札監視委員会議事案件一覧

審議順

入札執行日	担当課	執行方法	工事・業務番号	工事・業務名	主に質問したいこと	
1	-	建築技術室 教育総務課	随意契約	志小委第4-15号	志知小学校校舎大規模改造工事(第2期)監理業務	1者随契の理由。なお、同様の監理業務についても1者随契となっている(榎列小学校、賀集小学校、三原中学校工事監理業務)
2	6月10日	建築技術室	制限付一般競争入札	南あ子育て工第4-1号	神代保育所大規模改修工事	落札率が高い(99.99%)ことに関して予定価格の設定方法等。
3	9月28日	子育てゆめめん課	指名競争入札	南あ子育て工第4-3号	賀集保育所調理室リフト改修工事	不調の理由。その後の入札状況等。
4	4月21日	環境課	指名競争入札	環境産廃第4-1号	令和4年度 南あわじ市産業廃棄物最終処分場水質検査業務	落札率が低いことに関して予定価格の設定方法等。
5	7月11日	建設課	制限付一般競争入札	単補第2号	大榎列古長田線外 舗装修繕工事	最低制限価格と落札額が一致していることに関して予定価格の設定方法等。 なお、14者入札のうち、12者が最低制限価格と同額での入札となっている。
6	8月2日	建設課	制限付一般競争入札	単補第3号	志知縦貫線 舗装修繕工事	最低制限価格と落札額が一致していることに関して予定価格の設定方法等。 なお、14者入札のうち11者が最低制限価格と同額での入札となっている。
7	8月2日	建設課	制限付一般競争入札	単補第4号	安全施設設置工事	最低制限価格と落札額が一致していることに関して予定価格の設定方法等。 なお、9者入札のうち8者が最低制限価格と同額での入札となっている。

令和4年度 第2回 南あわじ市入札監視委員会 会議録

1 抽出期間における入札概要について

入札概要説明

○事務局より審議対象期間における入札方式別発注件数、金額等の入札・契約状況について説明。

(委員長) 特に問題ないと思われるため、個別案件の審議に移ります。

2 議事案件

1. 志知小学校校舎大規模改造工事（第2期）監理業務（建築技術室・教育総務課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 1) 私から質問させていただきます。事務局の概要説明の中に業者選定理由がありました。工場の実施設計をした業者なので円滑な業務を行えるという趣旨は分かります。ただし、監理業務については、実施設計をしていない第三者の方でもできる業務ではあります。違いとしては、設計をした業者による監理の場合は見落としが起きることがあるが、第三者による監理の場合は見落としが起きにくいと言えます。一方で、設計をした業者による監理の場合は情報共有を円滑に行えるが、第三者による監理の場合はその辺りの効率が低下する、と言えます。こうした点を踏まえても、一般的に監理業務については第三者が行った方が確実性が高いと言われていますが、その辺りの検討はどのようになされたのかご説明いただけますか。

(担当課 1) ご認識のとおり、工事監理方式につきましては、いくつかの委託方式がございます。その中で一括委託方式を採用している理由としましては、先ほど委員も仰っていたとおり、事務手続きが早期にレスポンスが可能ということがまず挙げられると思います。次に費用対効果です。監理業務は大きく分けると、設計書の意図を伝達する業務と、現場の施工監理を行う業務からなります。第三者監理方式になると、監理業務のうち意図伝達については設計者が行い、施工監理については第三者が行うこととなります。南あわじ市でも、以前は1億5000万円以上の工事につきましては第三者監

理方式を採用しておりましたが、分離発注することによって監理費用が二重に発生する、現場と図面の不整合があると第三者の監理者が対応できないという問題もありました。また、関係者が増えることにより責任の所在が曖昧になるということもありました。そのため、第三者監理方式が南あわじ市の現状に合っているのか検討した結果、1億5000万円という金額だけで判断する基準は廃止されました。現在の制度としましては、金額だけで判断するのではなく、業務内容を総合的に判断し、工事監理方式を設定しているところです。今回の工事については、夏休みの約40日間という限られた期間の中で1億円以上の工事を行うものです。設計の意図を正確かつ早急に施工者に伝えなければ、学校運営に支障をきたす可能性が高い工事でした。こうした費用対効果、事務手続きのレスポンス性等を総合的に勘案し、今回の工事では一括委託方式を採用いたしました。

(委員 1) 今おっしゃられたことはよく理解できます。ただ、工事監理業務について、監理業務の内容からするとやはり第三者監理の方がより適していると思います。先ほど、設計意図を施工者に正確に伝える業務とありましたが、これは設計図書を監理者が中立の立場で見、その意図を施工業者に伝える業務だと考えられます。このように第三者で実施可能なのであれば、契約の原則や入札の趣旨に基づき、従前のような競争入札に戻すのもありだと思います。ただ、先ほどの説明では、従前は入札していたところを随意契約するようにした経緯があるとのことでした。本件で今まさに問題が出ているというわけではないので、今後も定期的にこれでいいのか制度の点検をしつつ、透明感のある形にしていったらいいかなと思います。今回の審議期間中には他にも榎列小学校、賀集小学校あるいは三原中学校の工事がありました。これらの工事監理者はいずれも設計者ですよ。

(担当課 1) はい。そのとおりです。

(委員 1) それらについても、本来的には分けて入札した方がいいと思います。説明にあったように、分けた場合に費用が高くなるという問題はありますが、その点についても、設計業者も入札に参加すれば、透明性のある形を取りつつ、安くすることもできるのではないのでしょうか。そうして業者決定した方が、随意契約よりもまだいいのかなとも感じました。私からは以上です。

(委員 2) 私からも質問させていただきます。今回、工事監理方式として、一括委託

方式が採用されているとのことでした。そうであれば、設計の入札と工事監理の入札を分けるのではなく、合わせて入札した方が、一括委託方式という監理方式にマッチしているのではないのでしょうか。設計と監理の入札を分けるメリットが何かあるのか、もしくは合わせて入札することができないのであれば、その理由を教えてくださいませんか。

(担当課 1) 本件で設計と監理を一括発注できない理由についてですが、まず予算の問題があります。これが、設計から工事まで同一年度内で完了する案件では、ほとんどの場合設計監理を一括で発注していると思いますが、本件はそうではありません。今回のように、学校の工事で夏休み施工するというように工期が限られる案件であったり、大型工事で工事費の精密性が求められる案件であったりする場合、工事の前年度に実施設計を行い、算出した工事費を精査、翌年度に工事を設定するということになり、設計と工事の年度が分かれてしまいます。その場合、債務負担で予算措置するという手もあるかも知れません。ただし、実施設計前で工事費の算出がまだされていない状況ですので、工事費に対する監理費用の算出も精密性に欠けることになります。また、本件は第2期工事となりますが、第1期・第2期の工事について設計は一括で発注しております。令和元年度に実施設計を行い、その翌年度の夏休みに工事を考えていたのですが、新型コロナウイルスの影響で学校が1ヶ月以上休校することがあり、夏休みに代替の授業をすることで夏休み工事ができなくなりました。そこで、第1期・第2期工事については、それぞれ当初予定の翌年にずらして施工することになりました。このように、実施設計と工事監理の年度が連続しないこともあるため、それぞれの年度毎に発注をしております。

(委員 2) 実施設計と工事監理を併せて一つの入札とすると、そこには当然、工事監理についても競争原理が働くという理解でいます。これを分けるとなると、実施設計を落札した業者が後の工事監理も受注することになり、競争性にやや欠けるのではないかと思います。そうなってくると、やはり競争原理が働くよう、併せて発注する方がよいのではと思いますが、今回の工事以外のケースであれば、実施設計と工事監理を併せて入札することはあるのでしょうか。それとも、めったにないのでしょうか。

(担当課 1) 同一年度内に、設計から工事まで実施するような案件については、そうした入札もあると思います。あとは、大型工事等で工事の完成期限がすでに

神代保育所大規模改修工事（建築技術室・子育てゆめるん課）

決まっているような案件では、プロポーザルで基本設計から工事監理まで一括で発注しているような事例もあったように記憶しています。

(委員 2) いずれにせよレアケースで、分けるのが通常ということでしょうか。

(担当課 1) 工事の期間と時期によるものと考えます。

(委員 2) 比較的短い工事である、または短期集中のような特殊な工事であれば、併せて発注する傾向が強くなるし、それ以外だと分けて発注しているということですね。

(担当課 1) そのとおりです。

(委員 2) 理解できました。ありがとうございます。

(委員長) 案件によって色々な事情を勘案して進めているということが伺えるので、それで結構かと思います。画一的な発注方式にならないよう、これからもその都度十分に検討していただき、確実に説明ができるようにしていただけるとありがたいです。本件はこれで終了します。ありがとうございました。

2. 神代保育所大規模改修工事（建築技術室・子育てゆめるん課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 1) では質問させていただきます。本件は非常に高い落札率となっておりますが、予定価格の設定はどのようにされたのでしょうか。

(担当課 1) 予定価格の設定方法の前に、本工事の概要を簡単に説明させていただきます。この工事は保育所建物内外の大規模改修工事で、保育所を運営しながらの工事となります。運営をしながらの工事ということは、工区を分割し、園児を移動して保育しながら工事をしていくため、通常よりかなり手間と時間がかかる工事になります。予定価格につきましては、国土交通省が定める公共建築工事の各積算基準に基づいて、市の基準で算出しております。共通費の諸経費率については、工事期間が長くなると諸経費が高くなります。今回は、工事期間を約6ヶ月と長く取っているため、通常の工事より諸経費について割高になっておりますが、予定価格の算定方法としては、公共工事の積算に基づいたものになります。

(委員 1) 公開されている資料から、業者もある程度予定価格の推測ができるということでしょうか。

(担当課 1) ある程度はできると考えます。

- (委員 1) 資料としていただいた金抜設計書を見る限り、各項目が「一式」という記載になっていますが、実際には図面からどういう工事がどの程度あるというのが明らかになるということでしょうか。
- (事務局 1) すみません。お渡しした資料については、入札用の金抜設計書から一式表示の部分までを抜粋して作っており、細かい数量が記載されている部分は添付していませんでした。
- (委員 1) なるほど。実際には、一式表示以外にもっと細かい書類もあるということですね。
- (担当課 1) はい。この後に明細を記載した設計書もあり、細かい数量も全て記載されています。あとは、図面と見比べながら積算をすることになります。
- (委員 1) 分かりました。私からは以上です。
- (委員 2) それでは、質問させていただきます。落札率が 99.99%という非常に目を引く数字ではありますが、その前に 1 点確認させてください。以前、南あわじ市で非違事例があった時の落札金額は、最低制限価格に近い金額でしたよね。
- (事務局 1) はい、そうです。
- (委員 2) ありがとうございます。何を確認したかったかと言うと、99.99%というのは非違事例の逆で、予定価格により近い金額での落札ということですか。そういう意味では、私はこの数字が直ちに非違事例に繋がるようなものではないと理解しています。非違事例を多く扱ってこられた委員長にお伺いしますが、非違事例の場合、やはり確実に落としたいということで、最低制限価格に近い落札額になる傾向があるのでしょうか。
- (委員長) そのとおりだと思います。
- (委員 2) ありがとうございます。以上の理由から、私はこの件は特に問題ないと考えています。
- (委員長) これまでのご説明で、予定価格の積算が公開されている基準に則ってされているということなので、業者もある程度正確な積算が可能であると考えます。しかし、実際には高い金額での応札が多くなっており、かろうじて落札された方が予定価格以下の応札となっていました。他の参加者の積算が、市の積算に比べて高くなりがちであった理由として、何か考えられることはあるのでしょうか。
- (担当課 1) 先ほど、本工事は通常より手間と時間がかかるため、諸経費率を高く設定

賀集保育所調理室リフト改修工事（子育てゆめるん課）

していると説明いたしました。本工事を開始して6ヶ月が経ちますが、現場の実態としては、高く設定した諸経費率以上に費用がかかっているようです。そうした工事ですので、入札の際に積算基準の金額より高い金額で入れたのではないかと考えます。また、令和4年度については、5月に多くの建築工事の発注がありました。本工事はその翌月の発注であったため、その時点で職人の人手不足状況があり、人手を確保して安く受注できる業者が少なかったのでは、とも考えられます。他には、予定価格を推察できたとしても、会社の利益を確保するために、損をしないような価格で入札をしてきたのではないかと考えています。最後に、市の予算書については外部に公開されているものなので、そこに載っている予算額から推察した可能性もあるのではと考えています。

(委員 1) 今の点ですが、市の予算についてはそれだけ細かく出ているのでしょうか。工事費について、どこの工事のものか分かるように記載されているかということですか。

(事務局 2) それぞれ分けられているものもありますし、そうでないものもあります。道路工事であれば、何路線かをまとめて工事費として置いていますが、保育所関係はあまり工事案件がないため、特定できてしまう可能性はあります。

(委員長) 予算額から推測するというのは、本来の積算とは違うように思いますが、事実が分からないのでこれ以上は特に言うことはありません。金額が皆さん高いということは、業者にとってあまりうま味のない工事であったということなのでしょうね。では他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

3. 賀集保育所調理室リフト改修工事（子育てゆめるん課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 1) 私から質問させていただきます。不調の理由とその後の入札状況をお聞きしたかったのですが、その後の状況については、再度の入札で落札されたということが事務局からの説明にありました。確認ですが、本工事のリフトというのは、エレベーターみたいなものでしょうか。

(担当課 1) はい。荷物運搬専用の小型のエレベーターです。

(委員 1) こうしたものを施工できる業者は、市内に4者だけということでしょうか。

賀集保育所調理室リフト改修工事（子育てゆめるん課）

- (事務局 1) エレベーターの場合機械器具設置という工種に該当しますが、市内の業者でこの工種に登録しているのは、4 者のみとなります。
- (委員 1) 不調となった当初の入札も再度の入札でも、応札しているのは同じ業者 1 者のみであって、その他の業者はどちらの入札でも辞退されています。辞退をされている業者は、機械器具設置工事に登録があることに加えて、実際にこうした工事を行っている業者なのでしょうか。
- (事務局 1) 一口に機械器具設置工事といいますが、エレベーター以外に水道施設の機械等色々な種類があります。業者によって専門分野もあると思うので、4 者全てがエレベーター関係の実績があるかということ、そうではない可能性があります。
- (委員 1) なるほど。ただそうすると、実質的には 1 者指名という形に近いということでしょうか。
- (担当課 1) 昇降設備の工事につきましては、基本的にメーカーもしくはメーカーの保守を行っているところが下請に入ります。そのため、元請が昇降設備の施工に長けている必要は、必ずしもないと考えます。
- (委員 1) 辞退が重なっているのは、工事内容ではなく発注のタイミングなどが原因かも知れないということですね。次に、落札した業者の応札額を見ると、当初の入札より再度の入札の方が金額をかなり下げています。一方で予定価格は再度入札の方が高くなっているようですが、この関係はどう判断されるかご説明をお願いします。
- (担当課 1) 不調の理由と併せて説明させていただきます。本工事について積算内容を改めて確認したところ、共通費の設定が現場条件と合っていなかったのではと思われました。本工事では、昇降機設備工事という共通比率を採用して積算していましたが、これは昇降機の製造業者が直接受注して施工するような大規模工事が想定しており、他の工種に比べて共通費率、特に現場管理費について非常に低く抑えられています。今回のような、市内業者のみで入札を行うような小規模工事の場合、間に代理店が入ったり、メーカーが入ったりしますので、それぞれ経費が必要になります。そのため、メーカーが直接受注する時のような低い諸経費率では落札されなかったのではないかと考えられます。その他、建築工事・電気設備工事部分について数量は少ないものの、内容が非常に多岐にわたっており、その分様々な職人さんを手配する必要がありました。また、昇降路内という狭いスペースで

の作業となり、作業の効率が非常に悪い工事でした。こうした手間がかかることも、金額が合わずに不調となる理由であったと思われます。そこで、諸経費率については「昇降機設備」としていたのを見直し、「機械設備工事」としました。また、昇降路内作業であるため現場で小さな荷物の運搬がたくさんあるということで、「現場内小運搬」を設計に追加しています。これにより、コンクリートや砕石等の資材を昇降路内に上げ下げする作業の時間分も項目として計上しております。そのうえで、再度の入札を行いました。

(委員 1) 当初の入札の時ですが、第 1 回入札で応札してくれた業者が第 2 回入札で辞退したのは、金額が合わないことが理由だったのでしょうか。

(担当課 1) そうですね。どうしても代理店を通すので難しいのかなと。それを受けて金額の見直しを行ったところですよ。

(委員 1) それなのに、再度の入札ではぐっと金額を落としてきてくれたんですね。

(担当課 1) 再度の入札ということで、業者も頑張ってくれたのだらうと思います。

(委員 1) そこは結果オーライということですか。

(担当課 1) はい。そうなります。

(委員 1) 分かりました。私からは以上です。

(委員 2) それでは次に私から質問させていただきます。昇降機のメーカーは、落札業者が選定するのでしょうか。それとも、市が指定しているのでしょうか。

(担当課 1) 市から指定はしておらず、特記仕様書に参考として何社かのメーカーを記載していました。落札業者決定後、工事が始まってから材料承認願の提出があり、実際のメーカーが確定することになります。

(委員 2) 入札の際の金抜設計書には昇降機の仕様だけを記載しておき、規格を満たすものであればどのメーカーでもいい、ということでしょうか。

(担当課 1) 設計書の中で仕様とメーカー名を 3 者記載しており、これを参考とするようにしていました。そのうえで材料承認願を提出していただき、内容確認して仕様に合致していたら承認する、という流れです。

(委員 2) この 3 者というのは、市から事前に参考として公開されていたということですね。

(担当課 1) 金抜設計書に添付する特記仕様書にメーカー名の記載をしております。

(委員 2) 先ほどの説明では、落札業者から工種毎で下請に出すというようなことでした。本工事を落札した業者の役割としては、昇降機のメーカーを選定す

賀集保育所調理室リフト改修工事（子育てゆめるん課）

ると、下請の管理だけになるのでしょうか。

(担当課 1) 昇降機の設置に関してはどうしてもメーカーになりますが、昇降路内の保守作業や電気工事につきましては、受注者で施工しております。

(委員 2) この質問をさせていただいたのは、メーカーに丸投げするのであれば別の業者を経由するのではなく、直接発注した方が効率的ではないかと思ったからですが、そうではないということですね。

(担当課 1) はい、そうです。昇降機部分については下請になりますが、保育所との協議や調整といった点では市内業者の方が優位ですので、そうした点からもこのような発注になっています。

(委員 2) 分かりました。

(委員長) 4者指名したうち、落札された業者以外は2回とも参加していませんが、辞退の理由は分かっているのでしょうか。

(事務局 1) 入札の際の辞退届によりますと、1回目の入札においては「期間内完成困難」が2者、「手持ち工事が多いため」が1者でした。

(委員長) どういった点が困難であるかなど詳細な理由は分からないのでしょうか。

(事務局 1) 辞退届の様式では、自由記入欄もありますが基本的には理由を選択するようになっており、「期間内完成困難」については選択肢を選ばれただけですので詳細な理由は分かりません。

(委員 2) 入札参加業者が4者だけというのは、やはり少なく感じます。例えば数億円規模で建物を建築するとなつて、その中に昇降機があるという案件でしたら、建築工事の大手業者も応札してくると思います。ということは、昇降機を扱えないわけではないと思いますが、そうした業者が参加できないのはなぜなのでしょう。

(事務局 1) 建設業の機械器具設置工事の許可を取得していないのかも知れませんが、指名願いへの登録がなされていません。色々な工種が含まれる工事であれば、建築一式工事に登録された業者へ発注させていただくこともありますが、今回はリフト工事がメインということで、機械器具設置工事で発注いたしました。

(委員 2) 今回の4者以外は登録されていないということですね。分かりました。

(委員長) 他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

4. 令和4年度 南あわじ市産業廃棄物最終処分場水質検査業務（環境課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 1) それでは質問させていただきます。今回予定価格に対して落札額が非常に低くなっていますが、設計はどのようにされたのでしょうか。

(担当課 1) 設計について、基本的には公共単価を採用しております。

(委員 1) 入札の結果を見ると金額にすごく幅があるのですが、公共単価というのは標準小売価格のようなもので、拘束力はないのでしょうか。

(担当課 1) 本業務は毎年入札を行っていますが、今回落札された業者に関しましては、南あわじ市だけではなく、島内他市の水質検査も受注していると聞いています。そのため、検体の収集に関して、淡路島内まとめてできるということで経費の削減が図られ、こういった価格になったのかなと考えています。内容については、JIS規格に基づいて規格通りの検査を行っておりますので、品質に問題ないのを確認しております。

(委員 1) 水質検査は毎年されているのですか。

(担当課 1) 対象となるのが産業廃棄物処理施設ということで、放流水に関して水質検査を行うのが義務づけられておりますので、毎年このような発注をしております。

(委員 1) 先ほど、落札された業者は島内で他にも受注しているので経費削減できるとありましたが、他にも設計の半額以下で応札されている業者が複数あります。この点について考えられることは何かあるのでしょうか。

(担当課 1) 推測も入りますが、自社で水質検査を行う機械等を持っている業者は、外注しなくて済む分経費が抑えられるというのはあると思います。

(委員 1) 分かりました。

(委員 2) 今回の落札業者は、何年連続で落札しているのでしょうか。

(担当課 2) 私の関わった範囲では、8年になります。その前も数年はこの業者が受注していたと記憶しています。

(委員 2) それであれば、この業者の検査品質の確かさは、客観的には分かりにくい状況にあるのではないのでしょうか。というのは、10年近くこの業者からのみ検査結果が提出されているわけですが、もしかすると他の業者で検査すると結果に差異が出る可能性もあります。穿った見方になりますが、長年受注を継続しているので、受注を優先して検査品質を下げられても、データを提出される側からは把握しようがないのではという懸念があります。

それを防止する、あるいは検査結果の確かさを確認するための、何らかの手立てが必要なのではないでしょうか。例えばですが、金額だけによらず何年かに一度は必ず業者が変わるようにしたり、入札とは別で何年かに一度他の業者に検査結果の正しさを確認するための検査を実施したり、ということが考えられます。この点についてどうお考えでしょうか。

(担当課 2) おっしゃっていただいたような、何年かに1回確認することも検討していきたいと思います。一方で、この業者については、今回の案件以外にも本市の分析業務を多く受注しております。例えば、一般廃棄物最終処分場の廃止に向けたモニタリングがありますが、ここでの分析結果を県へ報告し、審査を受けたうえで廃止が認められる、というような非常に重要な分析になっております。そういった分析においても、定められた分析方法に基づいて適正に実施されており、分析結果等についても問題ありませんでした。廃止以降もモニタリングを継続して、ガスが出てないかということを確認していますが、これまでそういったこともありませんので、適正に分析されているものと考えています。

(委員 2) これまでに、是正基準を超えてしまうような検査結果が出たことはありましたか。

(担当課 2) 基準を超えたことはありません。最終処分場のモニタリングは2年間継続することを定められていますが、その期間において継続して分析を行い、基準値内という結果が出ていました。それ以降もガスが出ると周辺への影響があるため継続してモニタリングしていますが、それでも問題がないので、基準値内であったという分析結果については問題ないものだと考えております。

(委員長) こういった環境への影響に関するものについては、検査の結果の検証を図るとか、業務が確実であるかをチェックする仕組みがあることが多いのですが、検査結果を検証するようなシステムや制度というのは何かあるのでしょうか。業者が専門の機関で定期的にチェックを受けて、業務の正確さについて認定を受けている、といったものが一般的になるのかも知れませんが。

(担当課 2) 業者が自社で分析する場合において、分析機器をそれぞれの業者で保有しているわけですが、それらの機器については誤差がないかなどの検査は受けているものと考えています。

大榎列古長田線外 舗装修繕工事（建設課）

(委員長) 分かりました。他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

5. 大榎列古長田線外 舗装修繕工事（建設課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 1) それでは質問させていただきます。範囲が決まっているアスファルトの舗装工事なので、おそらく積算は容易であるのだと思います。ただし、本件については、14 者から失格を除いた 13 者のうち、12 者が最低制限価格と同額で入札してきているという状況です。積算が容易であるという以外に、例えば発注時期など何らかの原因は考えられるでしょうか。

(担当課 1) 先ほどおっしゃられたとおり、本件のような打ち替え工事については単純明快な工事・積算内容ですので、直接工事費を算出できれば、同額の積算が可能であると考えています。

(委員 1) これまでにも最低制限価格と同額でくじになる案件はいくつかあったと思いますが、ここまでほとんどの業者が最低制限価格で入札してきた事例は過去にありましたか。

(担当課 1) 同じような工種で、過去にも事例はあったかと思いますが、また、本件は 7 月の入札でした。業者としても早期に受注をして予定を埋めたいという思惑があるのは話に聞いたことがあります。

(委員 1) 業者としても、当然利益を上げるために公共工事を受注しようとしているのだと思います。しかし、ほぼ全者が横並びになるような状況ですと、利益度外視という方向に進むのではないかと考えますが、建設業者の方が現在どのような状況にあるのか推測はつきますか。

(担当課 1) 現状で申しますと、建設業者にとって一番問題なのは、入札金額よりも労働者の確保のようです。金額に関して言うと、昔に比べて積算額がかなり上がっているのもあり、落札率としては低くなっていてもまだ対応できる範囲であると考えます。

(委員 1) 本件がくじになっている理由として市で分かっているのは、やはり計算がしやすい、というくらいでしょうか。各業者の実情がどうなっているかまで正確に把握できているわけではないですね。

(担当課 1) これまでの話にあったとおり、単純明快な積算である、会社経営の安定を図りたい業者としては上半期の比較的早い時期に工事受注したい、とい

た理由から、今回のような落札結果になったと考えております。

(委員 1) アスファルトの種類や品質は色々あるのでしょうか。

(担当課 1) まず材料は再生アスファルトといたしまして、以前アスファルト舗装に使われていたものを骨材として再利用しています。そのうえで、骨材や砂利の大きさ、密度、厚みなどの違いがありますが、その辺りの最低限必要なものは、発注者側から提示させていただいております。

(委員 1) 業者はそれを基に計算するということですね。

(担当課 1) はい。材料についても金抜き設計書に明示しております。

(委員 1) 分かりました。

(委員 2) 先ほどの説明の中で、上半期の入札なので業者が積極的に応札してきている、とありました。下半期になると、応札する業者が減るなど状況は変わってくるのでしょうか。

(担当課 1) はい。昨年もそうでしたが、やはり10月以降になりますと、業者応札が鈍ります。業者としても、それまでに南あわじ市だけではなくて、県や他市から工事を受注したりします。そうすると技術者がいないため受注できない、他の工事もあるので受注しても工期内に収まるかどうか分からない、といったことから入札を辞退するケースもあります。また最近であれば、色々な資材の価格が高騰しているため、価格が合わないという理由もあるかも知れません。

(委員 2) 今の価格の点について教えてください。昨今、資材や人件費等の価格高騰が言われていますが、本件の積算に使用された公表単価はどのタイミングのものでしょうか。

(担当課 1) 設計図書の中に「基準適用」という項目があり、ここに「4.5.1」とあります。これは、令和4年5月1日を基準として適用していることを意味します。

(委員 2) この基準は年に一度更新するのでしょうか。

(担当課 1) いいえ。建設課では基準日について毎月更新しています。全ての単価が毎月変わるわけではないですが、変わるもの変わらないもの含めて、基準日時点の価格を採用し、設計図書に基準日を明記するようにしています。

(委員 2) 公表単価については、数年前と比べると軒並み上がっているという印象をお持ちでしょうか。

(担当課 1) はい。上がっています。また、材料もそうですが、直接工事費以外の共通

仮設費、現場管理費、一般管理費といった諸経費の率も、以前から比べるとかなり上がっています。

(委員 2) 今回最低制限価格と同額で落札されていますが、予定価格から算定された最低制限価格が、業者にとって十分な利益を確保できる金額に設定されているかどうか、というのを確認するために先ほどの質問をさせていただきました。担当課の印象では、この価格でも会社には十分利益があるということでしょうか。

(担当課 1) はい。以前からするとかなり金額が上がっているため、ある程度利益は確保できているのではないかと考えています。

(委員 2) 同じような工種では、最低制限価格付近での争いが基本になるのでしょうか。

(担当課 1) そうですね。特に9月頃までの発注であれば、最低制限価格ちょうどを狙って来るところが多いのではないかと考えます。

(委員 2) 一般競争入札に参加する業者に対し、参加資格として直近の決算時期に赤字がないかなどの、財務状況に関する基準は設けていないのでしょうか。設けていないということであれば、半年以上かかるような工事を受注した業者が、破綻し契約不履行となった事例はこれまでにあるのでしょうか。

(事務局 1) 幸い、私が担当になってからはありませんが、以前は数件あったと記憶しています。

(委員 2) 自己資本比率等の、財務数値による経営安全性については特に加味せず、入札参加資格を与えているという理解でよろしいですか。

(事務局 1) はい。そうなります。

(委員 2) 分かりました。私からは以上です。

(委員長) 入札参加資格申請の段階で、財務状況を示す資料の提出は求めているのでしょうか。

(事務局 1) 業者が公共工事を受注しようとした場合、経営規模や工事实績を点数化する、経営事項審査を受けなければなりません。この審査を受けると結果通知書が発行されますので、入札参加資格申請の際には、その通知書を添付していただいています。通知書には、工種毎に実績等や経営規模から算出された点数や、経営情報として自己資本比率や営業キャッシュフローの数値も記載されています。

(委員 2) その審査というのは、工事の都度ではなく、最初の届出の時だけなのでし

ようか。それであれば、10年以上前の数値ということもあるのですか。

(事務局 1) 審査については毎年受けることになります。

(委員 2) 経営状況も点数の要素として加味されているということは、財務体質の悪い業者は選定されにくくなるということでしょうか。

(事務局 1) ランク付けのある工種については、点数が下がるということはランクの低位に位置付けられることになります。

(事務局 2) 3年に1回の入札参加資格申請時だけですが、市税の未納がない証明書は提出してもらっています。未納がないということは、そこまで困った状況にないということだと考えます。

(委員 2) それでは、仮に赤字続きであっても、法人市民税の均等割さえ納めていたら問題なしとなるのでしょうか。

(事務局 2) 市税全部ですので、固定資産税なども対象となります。また、契約時に契約保証金を納めてもらうことになりますので、契約不履行があった場合は、そちらを使うことになってきます。

(委員 2) 契約毎に保証金や保証保険があるということですね。これは、兵庫県や他市、他県でも同じかどうか分かるでしょうか。

(事務局 1) おそらく同じような状況だと思います。

(委員 2) 分かりました。

(委員 1) 私からもう1点。感覚的なもので恐縮ですが、これまでも全体の半分くらいの業者が同額というのはあったかと思いますが、本件のようにほぼ全ての業者が同額になっているというのは、業者が利益がなくても受注したいという状況に陥っていないかが気になりました。先ほど別の委員が財務体質の話をしていましたが、財務体質が悪くなるとそういうこともあるのではないかとの懸念があります。契約保証があるとはいえ、工事現場としては引き継いで施工してくれる業者を改めて選ばないといけないということで、入札としては二度手間になってしまいます。今のところ、それで大きな問題は起きていないでしょうか。

(事務局 1) はい。起きていません。

(委員 1) 新型コロナなどもあって厳しくなってきたので、これだけ多くの業者が最低制限価格と同額で応札してきたのかと思って聞かせていただきました。お伺いした限りでは、上期の発注というのも大きそうですね。私からは以上です。

志知縦貫線 舗装修繕工事（建設課）

(委員長) 私からは追加の質問はありません。他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

6. 志知縦貫線 舗装修繕工事（建設課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 1) それでは質問させていただきます。工事の内容は前の案件とほとんど同じかと思います。類似案件を比較してみることに意味があるのではと思って、本件を抽出いたしました。この2つの案件で、参加業者は全く一緒でした。開札結果を比較してみますと、前の案件では最低制限価格未満で失格したが今度は最低制限価格より高い金額で入札した業者、前の案件で最低制限価格と同額で入札したが今度は最低制限価格未満で失格しとなった業者、どちらの案件でも最低制限価格よりやや上で入札した業者がいました。これらの業者が積算のミスをしたのか、積み上げて必要な金額を出してきたのかは分かりませんが、それ以外の業者は最低制限価格と同額での入札となっています。先ほどの説明で、上半期の発注であるから積極的に受注を狙ってくるという話がありましたが、前の案件を受注した業者が今回も最低制限価格と同額で入札していました。この2つの案件だけで何か断定できるわけではありませんが、先ほども話に出たように、財務状況による事情もあるのかも知れません。担当課でも、何か気にしておいた方がよいのではと感じました。

(委員 2) 私からは特にありません。

(委員長) 私も前の案件とほぼ同じであると思いますので追加の質問はありません。どうもありがとうございました。

7. 安全施設設置工事（建設課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 1) 質問させていただきます。これも先ほどの案件と類似だと思いますが、確認の意味も込めて抽出しました。まず、先ほどの案件はアスファルト舗装でしたが、今回は塗装工事ということで、アスファルトが塗料に変わる以外はほとんど同じなのでしょうか。

(担当課 1) こちらは、道路上にある線、主に外側線、センターライン、歩行者の安全を図るためのグリーンベルトの塗装をしていくものになります。内容とし

安全施設設置工事（建設課）

では、舗装工事よりもさらに積算が容易な工事であると言えます。

(委員 1) 塗料には、ランクや種類があるのでしょうか。

(担当課 1) 塗料の配合については全て報告されています。厚みについても、設計書で1.5mmと指定させていただいています。塗料については基準が明確にあり、材料についても損失分を含めた設計になっていて、分かりやすい状況にあると言えます。

(委員 1) 先ほどの案件は舗装工事の建設業許可を持っていること、今回の案件は塗装工事の建設業許可を持っていることが要件となりますが、両方持っている業者もかなりいると思われれます。先ほどの案件と開札の日時が近いですが、やはりどの業者も最低制限価格あたりを狙ってきている印象を受けます。このような状況ではありますが、品質や工期内完成について不安はないと考えているのでしょうか。

(担当課 1) 今回の案件については、掘り返したりとかもなく、施工区域が決まればすぐにできる工事で比較的やりやすいので、工期の問題は特にないと考えています。

(委員 1) アスファルト舗装工事以上にやりやすい、ということでしょうか。

(担当課 1) はい。一部交通規制は必要ですが、道路の半分を取り去る、といった工事に比べると制限はほとんどなく、リスクは少ないと考えます。

(委員 2) 私からは積算の方法についてお伺いさせていただきます。積算では、まず入札書比較価格を決めるのでしょうか。

(担当課 1) まずは実施設計書を作成します。入札の前に、工事実施の決裁を取りますが、その際に基準日を設定して設計書を作成しています。その金額を基に、公表している算定式で最低制限価格を定めていきます。

(委員 2) 設計書の合計額が、入札書比較価格になるということでしょうか。

(担当課 1) はい、そうです。

(委員 2) その後、最低制限価格の算定があるということですね。先ほどのアスファルト舗装工事と今回の塗装工事とで、入札書比較価格に対する最低制限価格の率が若干異なっていました。にもかかわらず、入札に参加する業者が最低制限価格と同額で入札できるのはどのような理由からでしょうか。

(事務局 1) 最低制限価格の算定方法については国の基準があり、それを本市でも準用しております。まず、担当課で実施設計を作成しますが、工事価格は直接工事費と諸経費からなります。その後、直接工事費にいくら、諸経費にい

安全施設設置工事（建設課）

くらと決められた率を掛けて算定した額から、最低制限価格を決定します。

(委員 2) その率が国から示されており、計算した額を足し合わせると、最低制限価格になるということですね。それで、最低制限価格を入札書比較価格で割った時の率に若干の違いは出るが、算定方法や掛け率も全て公表されているので、業者は当てることができるのだと理解しました。

(事務局 1) 国から算定方法を示されている中で、地方自治体が必ずしもそのとおりにしないといけないわけではありません。しかし、どこの自治体も国の算定式を準用しているというような状況であるため、本市でも準用しその算定式は公表しています。

(委員 2) 積算については、人の作業が介在する手作業でしているのでしょうか。それともソフトがあり、ある程度自動的に金額が出てくるのでしょうか。

(担当課 1) 積算システムを使っており、業者が使っているシステムは、ほぼ市と同様のものです。ただし、単価の設定において一部異なる場合があります。そうしたシステムを使っているため、直接工事費について市と同様に積算でき、直接工事費さえ分かれば残りは率で計算できるため、最低制限価格を当てることが可能なのだと思います。実際には、自社の受注状況等を加味して、最終的に入札する金額を決めていると考えています。

(委員 2) ありがとうございます。理解できました。

(委員長) 私からは追加の質問はありません。

3 その他

特になし

配布資料

- ① 入札契約方式別発注件数 総括表(R4.4.1～R4.9.30)
- ② 入札執行状況(R4.4.1～R4.9.30)
- ③ 随意契約一覧表(R4.4.1～R4.9.30)
- ④ 令和4年度 第2回入札監視委員会抽出案件資料